

<個別案件確認表（東京都）>

東京都担当確認年月日 令和元年 8 月 23 日

東京都作業部会確認年月日 令和元年 8 月 28 日

事業名 清掃業務委託

案件名 清掃業務委託（選手村）について（入札案件）

確認の視点		東京都の見解	備考
経費の負担が平成 29 年 5 月 31 日の合意の考え方に基づくものであること		<ul style="list-style-type: none"> 本件は、選手村においてアスリートに清潔で衛生的な環境を提供するために必要な事業であり、平成 29 年 5 月 31 日の大枠の合意に基づき、パラリンピック経費については、組織委員会、東京都及び国がそれぞれ 2 : 1 : 1 の割合で負担する事項と考える。 発注予定金額は、V3 予算内であることを確認した。 	
事業の執行に当たり、大会運営を担う組織委員会が一括して執行した方が効率的、効果的であること		<ul style="list-style-type: none"> 本件は選手村の運営に必要な清掃業務に関する事業であり、選手村の各施設の状況を把握する組織委員会が本件を一括して執行した方が効率的、効果的である。 	
経費の内容等が必要性（必要な内容、機能かなど）、効率性（適正な規模、単価かなど）、納得性（類似のものと比較して相応かなど）等の観点から妥当なものであること	必要性	<ul style="list-style-type: none"> 選手村において、アスリートに清潔で衛生的な環境を整えるために本事業は必要である。 	
	効率性	<ul style="list-style-type: none"> 清掃作業等の実施頻度について、24 時間稼働する施設における清掃業務の実施を真に必要な時間帯に絞り込むなど、業務効率化が図られていることを、組織委員会からのヒアリングにより確認した。 	
	納得性	<ul style="list-style-type: none"> 複数の見積もりを取得することにより、適正な単価を計上している。 総合評価方式の一般競争入札により事業者を決定するため、市場性を踏まえた価格水準での業務委託が見込まれる。 	
その他経費の内容等が公費負担の対象として適切なものであること		<ul style="list-style-type: none"> 本件にかかる費用は、選手村におけるアスリートに清潔で衛生的な環境を提供するために必要な清掃業務に係るものである。また、パラリンピック実施に当たり必要な事業であり、公費負担の対象として適切である。 	

*公費負担の対象となるパラリンピック経費に該当するか否かについては、「パラリンピック経費の基本的な考え方について」に基づき、パラリンピック作業部会において確認するものとする。